

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県  
鈴鹿市

## 2 構造改革特別区域の名称

燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

鈴鹿市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本計画の区域となる鈴鹿市は、三重県の北部、名古屋からおよそ50km、大阪からおよそ100kmに位置し、東名阪自動車道、国道1号、23号など主要幹線道路が市内を縦断する地理的優位性を持つ。昭和30年前後から、広大な軍用施設跡地に繊維産業が進出し、その後も、県、市の積極的な誘致活動によって製造業の集積は進み、現在では世界的な自動車メーカーを中心とした電機・電子機器、化学等の高い技術力を有する多様な企業群が形成されている。

その結果、本計画区域は、本県の製造品出荷額7.7兆円（全国11位）の27.4%（県内第1位）を占める輸送用機械器具の主要な生産地となり、その製造品出荷額1.5兆円（平成13年工業統計調査）は、全国市町村中第18位に位置し、本県経済における重要な産業集積地としての地位を占めるに至った。

しかしながら、経済が急速にグローバル化する中、厳しい国内外競争を勝ち抜くために、域内企業は海外へ生産拠点を移しつつあり、特にプラザ合意以降、本計画区域においても、事業所数（工業統計調査：従業員4人以上）は

平成3年の518事業所から平成13年には392事業所へと大きく減少しており、製造業の衰退、産業の空洞化が急速に進んでいる。

こうした状況を放置すれば、本計画区域の技術・ノウハウ、人材、施設・設備等の産業集積は確実に散逸し、三重県経済にとっての大きな打撃となることが懸念される。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

地球温暖化や環境問題解決の切り札として期待されている燃料電池は、実用化から普及に至るまでには、主に技術開発、人材育成、社会的受容性の醸成において課題があり、これらを同時並行的に解決する必要がある。

燃料電池には、定置用、移動用の用途があるが、実用化・普及に向けては小型化、低コスト化、耐久性の向上など二つの用途に共通する技術課題を多く抱えており、現状の加工組立技術や品質管理技術の更なる高度化を図り、これらの課題を解決していく必要がある。その際、本計画区域に集積している高度な自動車関連産業の「ものづくり技術」を改良し、燃料電池の量産技術確立に活用できる可能性は高い。

そこで、定置用燃料電池が設置しやすい環境を整備し、関連情報の蓄積と、そこからフィードバックされた実用化・普及促進に係る技術開発課題の解決に取り組むとともに、効果的利用方法について検討を行っていく。

また、燃料電池の実用化・普及のためには、人材の育成と社会的受容性の拡大が必要であり、産学官の連携のもと、燃料電池の実証試験を鈴鹿工業高等専門学校等の高等教育機関で実施し、実証試験と一体となった人材育成を促進する。さらに、アミューズメント施設等への燃料電池の設置、地域企業による社会見学の積極的受け入れなどにより、燃料電池の普及に向けた環境を醸成するとともに、地域が一丸となった取組を行うために新エネルギープランを策定し、全国に先駆けた環境都市モデル地域づくりを進める。

また、こうした取組を通じて、既存の自動車産業や関連する電機、電子産業などの技術の高度化、高付加価値化、及び新分野への展開を促進し、研究開発の機能強化を図る。

燃料電池産業は、我が国のエネルギー供給の安定化や効率化、地球温暖化など環境への配慮といった面からも地域へ貢献できる産業であり、自動車産

業を主体とする産業構造を持つ本区域へ誘引し、その機能充実が可能となるインフラ整備を見据え、産学官連携体制のもと地域一丸となって基盤づくりに取り組むことにより、21世紀の本区域の産業活性化を図るのみならず、広く我が国のエネルギー・環境問題に寄与するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の最終的な目標は、燃料電池を核とする実質的な産学官連携を進めることで既存企業の高度化・高付加価値化や新分野への展開を促進するとともに、新規企業の導入、育成を図り、この地域で長年にわたり蓄積されてきた技術や人材、インフラを活用し、自動車産業を中心とした地域の産業構造を強靱なものに転換することである。

これにより本区域に、21世紀型の自動車産業のビジネスモデルを構築し、これを基盤とする広範な新規産業の立ち上げにより、三重県経済を活性化させるとともに、環境都市モデル地域づくりを進める。

(実現されるべき経済社会活動の状況)

### (1) 産学官連携による燃料電池関連技術の集積と人材育成

次世代産業として有望な燃料電池関連産業について、当区域企業が今後、劇的な技術革新を必要とすることを想定し、培った技術を活かした積極的な取組を進める姿勢を支援することが必要であり、そのための措置を講ずるものである。

(適用される規制の特例措置と関連事業)

定置用については、現行の法律では一施設ごとへの「電気主任技術者の選任」や「保安規程の届出」が義務づけられており、一般家庭などへの普及の支障となっている。

このため、「1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業」を実施することで、家庭用燃料電池が設置しやすい環境を整備し、産学官連携により研究開発を促進させるとともに、燃料電池の技術人材及び関連産業の育成を行う。

さらに、ベンチャー企業等の立地に際し、初期投資の軽減を図るため、鈴鹿市土地開発公社が所有する「伊船工業団地」について、「403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業」を実施し、燃料電池関連産業等新たな産業の展開、環境産業の育成など企業の事業展開を促す環境づくりを行う。

これらの取組をより確実なものとするため、鈴鹿工業高等専門学校の研究センターの活用を促すとともに、こうした一連の取組により、燃料電池技術者の人材育成を図りつつ産学官の連携により、燃料電池関連技術の研究開発拠点化を進める。

関連事業として次のことに取り組む。

全国に先駆けて環境都市モデル地域づくりを進めるため、新エネルギープランを策定するとともに、地球温暖化対策地域協議会を設立し、燃料電池、太陽電池等新エネルギーの実用化・普及促進を図る社会的基盤を整備し、新エネルギー導入・促進事業等に取り組む。また、エコタウンプランを策定し資源循環型社会の構築を目指し、環境産業の育成に取り組む。特に、燃料電池の実証試験を鈴鹿工業高等専門学校等の高等教育機関と協働して行うことにより、燃料電池関連技術者などの人材育成や燃料電池の新用途開拓などを行う。さらに、高い情報発信力を持つアミューズメント施設等を活用した普及啓発や燃料電池自動車の率先導入、産学官の連携による燃料電池自動車の新たな運行システム・安全で効率的な燃料供給インフラの検討、運行実験を通じた実用性に関するデータの収集など、普及に向けた課題抽出も視野に入れた総合的な取組を進める。

また、世界水素エネルギー会議への参加などにより広く情報収集及び情報発信能力を高めるとともに、地域産業への技術波及効果の高い固体高分子形燃料電池用セパレータの開発を産学官により進める。

## (2) 技術の高度化、高付加価値化及び新分野展開の促進

本計画区域内企業が、裾野の広い燃料電池関連技術を初めとする新技術を習得し、技術の高度化、高付加価値化、新分野への展開を促すために必要な支援を講ずる。

関連事業として次のことに取り組む。

学と民、民と民とのマッチングを行うための知的ネットワークを構築するとともに、企業の高付加価値分野や新たな分野への転換につながる研究開発投資に対する支援を行う。

地域の中小企業を対象として、産学官の連携による人材育成、産学による共同研究開発を支援するとともに、地域の専門技術者人材の高い集積を活かした技術アドバイザーの派遣を行い技術力の強化を図る。

また、燃料電池関連産業の集積形成、研究開発機能の強化、新分野への展開を促すための優遇制度の充実・強化を行う。

さらに、新分野への展開、ベンチャー企業育成など新産業の創出に向け、総合的な支援体制を強化する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の目標は、自動車産業を中心とした産業特性を生かして、今後も長期的に発展できる、自律的な産業構造に転換することであり、本計画の実施により、燃料電池の実証試験や、その関連事業が効果的に実施されれば、その経済的社会的効果は、本計画区域の特定の産業にとどまらず、県内全域に波及する。

まず、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業については、規制の特例措置の適用により、燃料電池関連産業等新たな産業の展開、環境産業の育成など企業の事業展開が促され、既存企業の新たな展開用地だけでなく、新規企業の立地が見込まれる。

また、燃料電池を含む新エネルギー産業、環境産業、健康福祉産業の市場規模は、国等の試算によれば、2010年には合計で76兆円に達するとみられている。三重県は製造品出荷額等で全国11位、シェアは2.7%の工業県であり、その中核を占める本計画区域のシェアは0.5%である。本計画実現による規制改革、民間事業者の積極的な取組で相応のシェアを確保できると考えている。

燃料電池については、認定後は、毎年、5台程度の実証試験を、産学官連携で実施することで、燃料電池本体や周辺の改質装置、機械部品、高圧配管・タンク等、様々な産業分野において新たな研究開発機能化が強化されるとともに次世代産業を担う人材育成を図る。

また、新エネルギープランの実施計画において新エネルギーの導入や関連機器の技術開発、商品化等を位置付け、研究開発機能を強化し商品開発の促進を図るとともに、エコタウンプランを策定し、環境産業の育成を図っていく。

このような取組を通じ人材育成を図るとともに、既存産業の高度化・高付加価値化や新分野の育成を進める。

この結果得られる魅力有る事業環境の創出により雇用機会の確保が期待できる。さらに、この分野での企業活動の活性化が他業種にも広がり、本区域内のあらゆる業種にわたる活性化、既存企業の高度化に効果をもたらすもの

である。

## 8 特定事業の名称

403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 産学官連携による燃料電池関連技術の集積と人材育成

### 環境都市モデル地域づくり

全国に先駆けて環境都市モデル地域づくりを進めるため、新エネルギープランを策定し、産学民官で推進するための組織として「地球温暖化対策地域協議会」を設立するとともに、燃料電池等新エネルギーの実用化・普及促進を図る社会的基盤を整備し、新エネルギー導入・促進事業等に取り組む。また、エコタウンプランを策定し資源循環型社会構築を目指した環境産業の育成に取り組む。

### ア 新エネルギープラン策定(市)

(平成16年度予算7,600千円)

地球温暖化防止等の環境問題を解決していくため、環境都市モデル地域の形成を目的とする実施計画を策定し、積極的に新エネルギーの導入を行う。また、産学官連携のもと新エネルギー関連機器のコスト低減、性能向上の研究開発や新商品の開発を促進する。

### イ 「地球温暖化対策地域協議会」の設立(市)

新エネルギープランを推進するため、産学民官により「地球温暖化対策地域協議会」を設立し、地域での地球温暖化防止対策に取り組む。

### ウ エコタウン事業等による企業の環境保全への取組支援(県・市)

(平成16年度予算県・市各10,000千円)

地域資源を活かした資源循環型地域経済社会の構築に向け、エコタウ

ンプランを作成し、環境産業の育成を図る。

#### 燃料電池実証試験等を活用した地域づくり

(平成16年度県予算246,072千円、市予算90,258千円)

構造改革特区制度を活用するなど他の地域に先駆けた環境を整備し、鈴鹿工業高等専門学校等高等教育機関、工場、アミューズメント施設等において燃料電池実証試験を行うことにより、燃料電池関連の技術やノウハウを蓄積し、研究開発機能の強化、人材の育成を図る。また、燃料電池自動車を率先導入し、産学官の連携による燃料電池自動車の新たな運行システム・安全で効率的な燃料供給インフラの検討や、運行実験を通じた実用性に関するデータの収集など、普及に向けた課題抽出も視野に入れた総合的な取組を進め、社会的受容性の醸成を図るとともに、世界に向けた情報発信を行い燃料電池関連産業の本区域への集積を推進する。

#### ア 燃料電池実証試験に対する支援(県・市)

燃料電池メーカー等が県内企業・大学・公設試験研究機関等との協働で、区域内において家庭用・業務用・産業用燃料電池の実証試験を行う際に必要な研究開発を支援する。

#### イ 技術人材の育成(県・市)

鈴鹿工業高等専門学校に燃料電池システムを設置し、協働して実証試験を行い、燃料電池関連技術者など人材育成を行う。

#### ウ 新用途開拓(県・市)

産学官が協働し、医療診断・検査分野におけるポータブル電源用や緊急災害用としての活用など、燃料電池の新たな分野での利用について可能性を探る。

#### エ 高等教育機関、アミューズメント施設での普及啓発等(県・市)

燃料電池の社会的効用(CO<sub>2</sub>排出量削減効果、総合エネルギー効率向上等)、安全性、利便性(取扱い易さ)等の普及啓発を、高い情報発信力を持つ高等教育機関、アミューズメント施設等を活用して行う。

#### オ 燃料電池自動車の率先導入(市)

燃料電池自動車が一般に普及するには、新たな運行システムを産学官の連携のもとに構築し、燃料電池自動車の普及に向けた技術開発の

課題、運行面での実態に応じた課題を抽出し、技術開発の促進や、取扱いの普及啓発につなげる必要があるため、市が率先して燃料電池自動車を導入する。

#### カ 情報収集・情報発信能力の強化（県・市）

燃料電池技術を核としたモデル地域づくりに関心を寄せる企業を誘引するため、広く情報収集及び発信を行う。このため、「世界水素エネルギー会議」への参加、燃料電池関連企業を対象とした燃料電池セミナー等を開催する。

#### 積層組立の容易な固体高分子形燃料電池用セパレータの開発（県）

（平成16年度予算14,663千円）

燃料電池の部材である燃料電池用セパレータについて、大学、県内外素材メーカーと共同研究を行うことにより、低価格で高性能なセパレータ材料を開発し、商品化につなげる。

### （2）技術の高度化、高付加価値化及び新分野展開の促進

#### 知的ネットワークの形成（県）（平成16年度予算10,375千円）

大学等の研究者と連携し、技術シーズについて企業へ情報提供を行うとともに、幅広いネットワークを持つ企業の役員等経験者で構成するアドバイザリーボードを設置し、学と民、民と民とのマッチングを行う。

#### 研究開発施設整備への補助（県）（平成16年度制度拡充予定）

構造改革特区内における高付加価値分野や新たな分野への転換につながる研究開発施設整備を支援する。

#### 産学官による総合的支援（市）（平成16年度予算12,096千円）

##### ア 産学官の連携強化

鈴鹿工業高等専門学校を中心に、三重県内外の大学や試験研究機関との連携強化を図るとともに、企業のリタイア人材を活用して、技術指導、経営相談、特許相談等を実施する。

##### イ 中小企業への人材供給及び人材育成

工学専門講座や技術者支援講座など、鈴鹿工業高等専門学校での特別講座により、社会人のリカレント教育や技術能力の向上を図ると



もに、インターンシップを積極的に進める。

#### ウ ものづくり研究開発補助

市内中小企業と大学・高専などとの共同研究への補助制度により研究開発に必要な経費の2分の1を補助する。(限度額は250万円平成15年度創設)

技術アドバイザーの派遣(県)(平成16年度予算1,743千円)

県内企業、特に中小企業の燃料電池関連技術等の研究開発や技術開発等を支援するため、豊富な経験を持つ大手企業のリタイア人材を技術アドバイザーとして企業に派遣し、技術の高度化、高付加価値化を促進する。

固定資産税の還付制度・利子補給制度の拡充(市)

(平成16年度予算32,155千円)

#### ア 鈴鹿市工業振興条例を改正し、平成16年度より支援制度を拡充

工場・研究開発施設の新増設に対する、固定資産税相当額の助成(5年間、限度額3億円)及び中小企業に対する借り入れ投資額に係る利子補給(3年間、限度額1千万円)を行う。

#### イ 賃貸料相当額の助成

伊船工業団地での事業用定期借地権制度を利用する際に、賃貸料相当額の助成を行う。(5年間、新増設による助成金と合わせた限度額3億円)

## 構造改革特別区域計画 (別紙)

### 1 特定事業の名称

【番号】 403

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鈴鹿市土地開発公社

特区内に立地を希望する企業等

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

適用開始 : 特区計画認定の日から

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

工業団地を造成・保有している鈴鹿市土地開発公社と当該工業団地に事業用借地制度を活用して立地する企業

特区へ賃貸制度を活用して進出を予定している者

#### (2) 事業が行われる区域

三重県鈴鹿市の一部 (伊船工業団地)

地番 ) 三重県鈴鹿市伊船町字鈴木田 531 番 1

企業ニーズに合わせたオーダーメイド分割案を可能とした工業団地

#### (3) 事業により実現される行為

三重県鈴鹿市土地開発公社が所有する伊船工業団地において借地借家法第 24 条の規定による事業用借地権制度を導入し、起業及び新技術の事業化を促進させる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

鈴鹿市は、世界的な自動車メーカーの生産拠点を中心に電機、化学、電子機器など、多様な企業が立地している。しかし、これら企業も国際競争の激化、国内競争の激化、企業内の国内事業所間競争の激化に伴う規模縮小、生産品目の集約、雇用力の低下等経済環境への影響を受けている。

このような状況を放置した場合、市内産業の一層の空洞化が懸念されることから、量産型工程中心の生産拠点から、研究機能を有する知識集約型の産業構造への転換を図り、競争力のある産業の研究、生産拠点化を進める必要がある。

しかし、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号の規定により造成した土地については、賃貸が認められていないため、企業の立地に際し用地取得に係るコスト負担が大きいと、既存企業の新分野への展開環境、燃料電池関連等ベンチャー企業への進出の阻害要因となっている。

このため、特区制度の活用により、事業用借地制度を利用した工業団地のリース制度の創設により、燃料電池をはじめとするベンチャー企業等の立地に際し、初期投資の軽減を図るためリース事業を行う。

これらの取組により、技術力のある企業が、本区域内で互いに競争や連携を繰り広げることで知識集約型産業への構造転換を図り、競争力のある産業地域として産業の活性化と都市の発展に資する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1104

一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特区内において、構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備を設置する者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

本特区内において、構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備を提供する者

事業が行われる区域

鈴鹿市

事業の実施期間

燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検が実施され、技術基準の整備等により、全国において家庭用燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置付けがなされるまで

事業により実現される行為

構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備が一般用電気工作物に位置付けられ、保安規程の届出と電気主任技術者の選任が不要となるため、他地域に比べて家庭用燃料電池発電設備を設置しやすい環境となる。

そこで、家庭用燃料電池発電設備の実証試験を当地域において実施して初期需要の創出を図ることで、電気・機械・制御技術を有する地元企業との共同研究や技術供与、また自動車などの関連産業の集積などを通じて地域産業の新たな事業展開がなされ、活性化が図られる。

また、燃料電池の研究開発施設の誘致を進めることで、人的ネットワークの構築を図り、いわば「知の集積」がなされることによって、当地域の産業構造を「高付加価値型」に転換する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域基本方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「2 条件」に定める条件を満たす燃料電池発電設備の設置に際し、同方針 別表1「1104」における「特例措置の内容」欄の「1 構造改革特別区域計画に定める事項」に相当する内容が、個々の機器毎に確保されていることを、学識経験者や専門家等で構成する「三重県家庭用燃料電池安全性評価委員会」において確認する。

同委員会は、燃料電池発電設備を提供する者から提出された「燃料電池実証試験実施計画書」について、設置する燃料電池発電設備の仕様、燃料、能力、設置後の点検・メンテナンス体制、非常時における保安体制など、安全性確保の観点から評価を行い、承認された場合は、当該機器を一般用電気工作物と位置付けることができるものとする。(別添実施イメージ参照)

なお、委員会における検討項目、承認基準等の詳細については、国において実施されている「家庭用燃料電池保安技術検討会」の報告や、個別案件毎の設置条件を踏まえながら、委員会において協議のうえ決定することとする。